

第3章

目指す姿の実現に向けた 区民、関係団体及び 区の役割と推進体制

1 区民、関係団体及び区の主な役割

目指す姿の実現に向けた区民、関係団体及び区の主な役割は、以下のとおりとします。

区民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 向上心をもって自ら学び、生きがいや自己実現のために行動する。 ・ 子どもや障害者の権利養護について、またバリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方など生活弱者や多様な人すべてが生活しやすい社会の実現について理解を深める。 ・ 町会・自治会やボランティア団体等の社会活動に参加する。 ・ 健康づくり・介護予防に取り組む。 ・ 健康診断の受診などセルフケアマネジメントに取り組む。 ・ 認知症への理解に努めるとともに、自ら要介護や認知症になった場合の生活について、意思表示と準備をする。
関係団体の役割	<p>(1)医療 在宅医療介護連携の推進、口腔機能改善、在宅服薬管理の推進</p> <p>(2)地域団体等 地域の見守り支えあい活動の推進、地域のつなぎ役、青少年の健全育成、食育、健康づくり・介護予防の率先的実践、生活支援サービスの提供</p> <p>(3)事業者団体 地域の見守り支えあい活動の推進、住まいの確保、就労、社会参加、介護予防の推進、質の高い介護・看護の提供推進、在宅療養介護連携の推進、認知症啓発活動</p> <p>(4)中野区社会福祉協議会 社会福祉の推進、生活支援サービスの創出、提供、セーフティネットの担い手</p> <p>(5)非営利団体 健康・社会参加・就労の場の提供、地域の見守り支えあい活動の推進、生活支援サービスの提供</p> <p>(6)社会福祉法人等 地域の見守り支えあい活動の推進、セーフティネットの担い手、介護予防の推進</p>
区の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中野区における地域包括ケア体制の構築に向けた総合調整と施策の実施 ・ 制度の狭間に落ちる人がいないよう地域のセーフティネットの役割を果たす。 ・ 必要なサービスの確保とその質の向上 ・ 権利擁護の推進

○自助・互助・共助・公助の考え方

地域包括ケア体制には、自らのことは自らが行う「自助」、家族や友人、地域住民相互で支えあう「互助」、社会保険制度で支える「共助」、税金により行政が対応する「公助」で分担しあい、支援が必要な人の生活を支えようという考え方があります。

「健康」を保つことや「社会参加・学び・就労」に取り組むことには自助努力が必要ですが、「地域の見守り支えあい」は町会・自治会、商店街などを中心とした支え・支えられる互助の取組、またそれらの取組だけでは解決に至らないケースには共助・公助が必要であるように、地域の様々な課題を解決するためには自助、互助、共助、公助全体で取り組む必要があります。

2 区の主な役割の実現に向けた各種体制の整備

(1)地域包括ケア体制におけるすこやか福祉センターの役割

- すこやか福祉センターは、高齢者や子ども、障害のある人など誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援するための地域の拠点施設です。
ワンストップの総合相談、支えあいのネットワークづくり、健康づくりと子育て支援、地域課題の把握と共有等、中野区の地域包括ケア実現のために必要な役割を担っています。
- 母子保健及び子育てに係る事業における支援を一体的に提供すること並びに妊娠、出産及び子育ての各段階における支援を切れ目なく提供することで、妊産婦並びに18歳未満の子ども及びその保護者の心身の健康の保持及び増進を図る「子育て世代包括支援センター事業」を行っています。
- 地域包括支援センターや病院の医療ソーシャルワーカーなど様々な主体により実施される「個別ケース検討会議」の情報をすこやか福祉センターが把握し、制度の狭間に落ちる人がいない地域のセーフティネットを作っていきます。
- すこやか福祉センターと区民活動センターは、20ページにあるように各圏域ごとに配置されており、地区ごとにアウトリーチチームを設置しています。

(2)区民活動センター単位のアウトリーチチーム

- 区民活動センターは、地域の皆さんの地域自治の活動拠点として地域活動の支援や集会室の貸出などを行う施設です。
地域活動の支援として、地域の課題解決につながる取組を実施しています。
 - アウトリーチチームには、子どもと大人、保健、介護、福祉といった行政の区分けにとられない包括的な動きが求められます。
 - 日ごろから課題に対するアンテナを張って、地域団体の活動に参加し、自らの役割を伝え、相談しやすい関係性を構築します。そして、その中で得た「気になる情報」から要支援者を発見し、地域包括支援センターなどの支援につないでいきます。
 - さらに、相談を受けたり発見はされていてもサービスに結びつけることが難しかったケース等については、アウトリーチチームが、要支援者一人ひとりに対して、必要に応じて「地域ケア個別会議(重層的支援会議・支援会議(※)、その他連携のための会議)」を行い、それぞれ支援のネットワークを作ります。
※ 重層的支援会議・支援会議…重層的支援会議は、関係機関との情報共有について本人同意を得たうえで協議を行う一方、本人同意を得られていないケースを協議する場合は支援会議として開催します。
 - 地域住民やボランティアによるインフォーマルなものも含めて、介護、医療、健康、予防、見守り、生活支援等のサービスをトータルで提供できるよう適切にコーディネートしていきます。プランに沿った支援が行われている間も継続的に見守ります。
- ① アウトリーチチームの体制
- 区民活動センター及びすこやか福祉センターの事務職及び医療・福祉の専門職をチームとして区民活動センター(15か所)ごとに配置しています。

② アウトリーチチームの役割

地域福祉、健康づくり、医療、看護の視点を活かして次の7つの役割を果たします。

- ア 潜在的な要支援者の発見、継続的な見守り
- イ 地域資源の発見
- ウ 既存の住民主体団体(町会・自治会、民生児童委員)の活性化支援
- エ 地域の医療、介護、地域団体等のネットワークづくり
- オ 区が求める地域包括ケア体制の姿の共有
- カ 新しい住民主体活動の立ち上げ・活動支援
- キ 地域資源への結びつけ

③ アウトリーチチームと社会福祉協議会等との連携

アウトリーチチームは、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターと連携し、社会福祉協議会が蓄積してきた地域の資源情報やネットワーク等を活かしながら取り組んでいます。また、医療・介護関係者、町会・自治会、民生児童委員、友愛クラブ等地域の団体とも連携し、あらゆる場面を捉えて情報交換を進め、②の役割を果たします。

(3)地域ケア会議(地域包括ケア推進会議、すこやか地域ケア会議、地域ケア個別会議)

- プランに掲げる目標の実現に向け、区、区民、関係機関・団体がつどい、顔の見える関係をつくるなかで連携し、地域の課題について話し合い、解決に向けた行動につなげていくための推進組織として、地域ケア会議を設けています。
- 地域ケア会議は、その対象となるエリア、役割等により、これまですこやか地域ケア会議及び中野区地域包括ケア推進会議を設けてきましたが、令和4年度(2022年度)に向けて重層的支援体制整備事業の実施に伴い、日常区民活動圏域ごとに地域ケア個別会議を設置します。

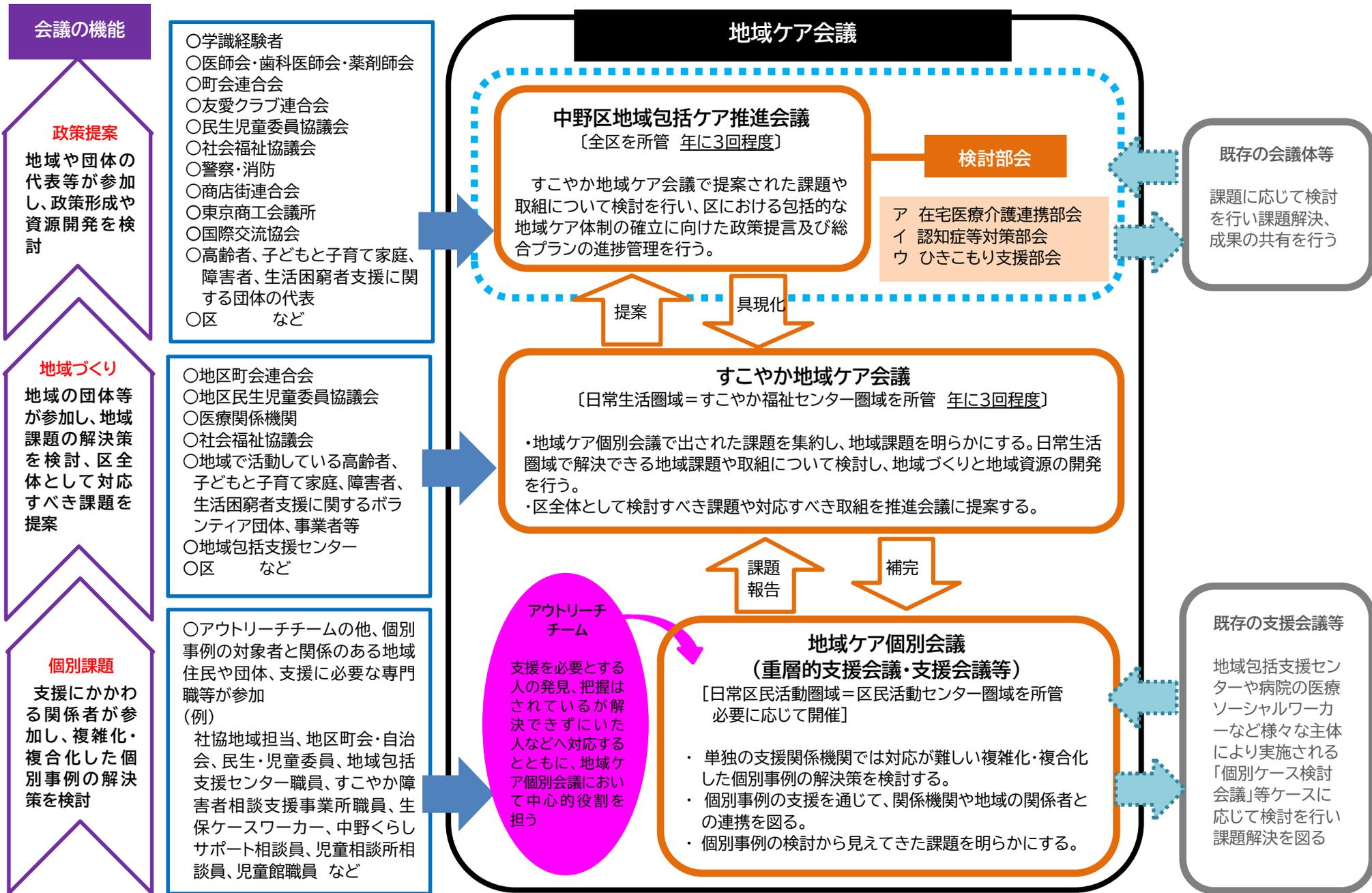
(5)既存の会議体等との関係

- 区では、「**地域包括ケア推進会議**」の内部組織として各部会を設置しますが、すこやか地域ケア会議で明らかになった課題や、支援を必要とする人が抱える複合化かつ複雑化した課題を部会だけで解決することはできません。その他の既存の会議体等とも連携しながら、課題の解決や、成果を共有することにより、総合的な地域包括ケアの充実へと結び付けていきます。
- 障害者については、区は**中野区障害者自立支援協議会**を設置しています。すこやか障害者相談支援事業所などの相談支援機関が困難事例や地域課題を含むケースについては、関係者による個別ケア会議を実施しています。また毎月相談支援機関会議を開催し地域課題の抽出、集約を行い、障害者自立支援協議会全体会に報告し、地域課題の解決に向けた検討を行うなどの取組を行ってきました。
- 子どもと子育て家庭については、要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法第25条の2に基づき**要保護児童対策地域協議会**を設置しています。これまで要保護児童対策地域協議会における代表者会議、要保護児童サポート会議、個別ケース検討会議により、関係機関の連携強化、要保護児童等に対する情報共有や支援方針の共有を行ってきました。

今後は、子ども・若者支援センターに設置する児童相談所機能を生かし、専門性の高い相談支援・指導・措置を行う体制を整えていきます。また、要保護児童対策地域協議会を核とする連携体制を強化することにより、子ども・若者支援センター、すこやか福祉センター、学校、保育園、幼稚園等、関係機関が協力して迅速で適切な対応を行うほか、要支援児童や要保護児童等に対する関係機関の支援状況を相互に情報共有することで、虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図っていきます。
- 住宅確保要配慮者については、令和2年度に設立した**中野区居住支援協議会**において、不動産事業者や居住支援法人等の住宅部門と生活支援を担う福祉部門とが連携しながら、民間賃貸住宅などへの住み替えなど、住まいに関して入居前から退去時まで切れ目のない適切な支援を行います。

このように、既存の会議体等とも連携しながら、課題の解決や、成果を共有することにより、総合的な地域包括ケアの充実へと結び付けていきます。

地域ケア会議等のイメージ図



(6)中野区基本計画・中野区地域福祉計画・重層的支援体制整備事業との関係

- 中野区基本計画及び中野区地域福祉計画は、区が定める行政計画であり区として着実に進める一方、中野区地域包括ケア総合アクションプランについては、行政及び関係団体等が一体となって地域包括ケアに資する取組を着実に実行することにより、区における「地域包括ケア体制の実現」を推進します。
- **地域共生社会の実現に向けた地域づくりや包括的な支援体制の整備**を目的とした、改正社会福祉法が平成30年(2018年)4月に施行され、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための「**重層的支援体制整備事業**」が創設されました。
- 重層的支援体制整備事業では、①**相談支援**②**参加支援**③**地域づくり**に向けた支援を一体的に実施することが求められており、複合・複雑化した事例について多機関が協働して課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各関係機関が円滑な連携の下で支援できるようにしていきます。
- 長期のひきこもり状態にある人など、自ら支援につながる事が難しいケースでは、アウトリーチ等を通じた継続的な関わりにより本人や家族との関係性を構築しながら支援を行っていきます。そのために関係者で構成する「**重層的支援会議・支援会議**」を地域ケア会議の1つとして位置づけ、**地域ケア個別会議**として開催します。
- 区は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を「地域包括ケア体制」と捉えており、**重層的支援体制整備事業は、複合・複雑化した課題を抱えた相談者の属性を問わずに受け止めること、そして制度の狭間にある課題を包括的に解決するという点で、区の地域包括ケア体制の理念と一致するものです。**